

令和3年度『一般建築物石綿含有建材調査者講習』のご案内

	日時	講習会場	
第1回	令和4年 1月13日(木)～14日(金)	京都市	京都建設会館 別館
第2回	2月15日(火)～16日(水)	京都市	京都建設会館 別館
第3回	3月15日(火)～16日(水)	京都市	京都建設会館 別館

◎ 開始時刻 1日目 9:00 2日目 9:00

◎ 終了予定時刻 1日目 16:30 2日目 17:00

受講費	(1) コース (石綿作業主任者技能講習修了者)	48,000円税込
	(2) コース～(12) コース	50,000円税込
内訳	(1) コース : 受講料 43,370円 テキスト代 4,630円	
	(2) ～ (12) コース : 受講料 45,370円 テキスト代 4,630円	

受講資格 別添、受講資格表のいずれかの条件を満たした者

講習内容	① 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識	1
	② 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識	2
	③ 石綿含有建材の建築図面調査	
	④ 現場調査の実際と留意点	
	⑤ 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	

申込方法 「受講申込書」と「本人を証明する書類」「受講資格に関する書類」を申込書に貼付けて郵送もしくは窓口までお申込下さい。
電話・FAXでの申込は不可。10日前までに必ずお申込下さい。
定員に達し次第締切ります。(ホームページでご確認ください)

受講までの流れ

	窓口で申込	郵送で申込
受講票の受取	窓口	(申込書の連絡先) FAX
受講費の支払	窓口・振込で支払	「受講票」送付書類記載の金融機関に振込
受講当日	受講票・筆記用具(鉛筆・消しゴム・ボールペン)を必ず持参	

申込先 〒604-0944
京都市中京区押小路通柳馬場東入 京都建設会館3階
建設業労働災害防止協会京都府支部

受講資格表

受講 コース	受 講 資 格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び申込書の実務経験証明A
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び申込書の実務経験証明A
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当する者を除く。)	卒業証書写し又は卒業証明書及び申込書の実務経験証明A
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び申込書の実務経験証明A
(6)	建築に関して 11 年以上の実務の経験を有する者	申込書の実務経験証明B
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 108 号)による改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	左記に示す技能講習修了証写し及び申込書の実務経験証明C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	申込書の実務経験証明D
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務経験を有する者	申込書の実務経験証明D
(10)	労働安全衛生法第 93 条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	申込書の実務経験証明E
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	申込書の実務経験証明D
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者	左記に示す登録証の写し及び申込書の実務経験証明C

※ 受講資格表の受講【1コース】(石綿作業主任者技能講習修了者)でお申込みされた方は、本来「科目1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」が免除されます。

しかし、事前調査を実施するためにとっても重要な科目内容と認識しておりますので、受講資格番号【1コース】でお申込みされた方であっても、全講習科目を受講していただき、且つ、修了考査も全講習科目からの出題範囲となります。